

2023年7月7日から福岡県、佐賀県一部地域において発生した大雨により被災された「コープでんき」の契約者に対する電気料金等の特別措置について

2023年7月28日
コープ電力株式会社

2023年7月7日からの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨により、災害救助法が適用された福岡県、佐賀県および隣接する市町村において、住居等に被害を受けられた「コープでんき」の契約者からお申し出があった場合には、電気料金等について以下の特別措置を実施いたします。

記

1. 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村（「4. 特別措置の対象市町村名」をご確認ください。）

※ 災害救助法適用地域および詳細、最新情報は「内閣府のホームページ」にてご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

今後、同法適用地区が拡大となった場合は、拡大地区の「コープでんき」の契約者についても適用対象とします。

2. 特別措置の内容

1. 電気料金の支払期日の延長

2023年6月（支払期日が7月8日以降のものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

2. 不適用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

3. 工事費負担金（※1）の免除

2024年1月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

4. 臨時工事費（※1）の免除

2024年1月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

5. 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2024年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

6. 諸工料（※1）の免除

2024年1月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

※1 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、「コープでんき」の契約者へ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、「コープでんき」の契約者にご負担いただく費用をいいます。

3. 特別措置のお申し込み方法

この特別措置の適用を希望される「コープでんき」の契約者は、下記のお問い合わせ先ご連絡ください。

【コープ電力株式会社】

TEL：092-947-9505

受付時間：9:00～17:00（月～金曜日）

4. 特別措置の対象市町村名

災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村は、以下のとおりです。

<災害救助法が適用された市町村>

福岡県 久留米市※、八女市、筑後市※、うきは市、朝倉市、那珂川市※、朝倉郡筑前町※・東峰村、
八女郡広川町※、田川郡添田町
佐賀県 佐賀市、唐津市、伊万里市
大分県 中津市、日田市

<災害救助法が適用された市町村の隣接市町村>

福岡県 福岡市、飯塚市※、柳川市、大川市、豊前市、小郡市※、筑紫野市※、春日市※、
大野城市※、嘉麻市※、みやま市※、糸島市、三井郡大刀洗町※、三潞郡大木町※、
田川郡川崎町※・大任町※・赤村※、京都郡みやこ町、築上郡吉富町・上毛町・築上町
佐賀県 鳥栖市※、多久市、武雄市、小城市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町※、三養基郡みやき町※、
東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町
長崎県 佐世保市、松浦市
大分県 宇佐市、玖珠郡玖珠町
熊本県 山鹿市、菊池市、阿蘇市、玉名郡和水町※、阿蘇郡南小国町・小国町

（注）※の市町村は、申請以降、認可までの間に新たに災害救助法の適用となった市町村およびその隣接市町村で、
上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の
対象といたします。

以上